

令和 7 年度長野県違反建築防止週間実施要綱

1 目 的

長野県違反建築防止週間（以下「週間」という。）は、建築基準法の目的及び内容について周知徹底を図るとともに、違反建築物の発生を防止するための監視活動や行政上の所要の措置を通じて、良好な市街地環境の形成や建築物の安全性の向上に資することを目的とする。

2 期 間

令和 7 年 10 月 15 日（水）から令和 7 年 10 月 21 日（火）まで

3 実施主体

長野県（各建設事務所）及び特定行政庁（長野市、松本市、上田市、岡谷市、飯田市、諏訪市及び塩尻市）

4 重点事項

- (1) 別添、国からの通知「令和 7 年度違反建築防止週間において重点的に取り組むべき事項について」を踏まえ、過去の立入検査等で違法が確認された建築物等の所有者・管理者等に対する、継続的な是正指導を徹底する。
- (2) 建築工事現場のパトロールの実施により違反建築物の早期発見・把握に努め、違反事項が発覚した場合には、明確な是正期限を定めたいうえで、期限内に是正が行われるよう指導する。
- (3) 上記パトロールに併せて、アスベスト調査台帳の精査を図るため、実態調査・現地確認を行い、アスベスト含有のおそれのある建材の有無を確認する。吹付けアスベストのおそれのある物件については、チラシを配布し、含有調査の希望を聞き取る。
- (4) 度重なる指導にもかかわらず、期限内に是正が行われない悪質な事例については、建築基準法第 9 条による違反是正命令を発するなど必要な措置をとる。
- (5) 違反建築物の是正で必要な場合には、消防、警察、福祉、衛生、労働基準等の関係機関及び関係部局と密接な連携をとる。

5 巡視の実施

期間中、建築活動が活発な地域やアスベスト調査台帳により現地確認が必要な地域を中心に、県管轄区域は「長野県建築指導支援業務委託」による建築指導員と連携し、計画的にパトロールを実施するものとする（岡谷市及び諏訪市にあつては諏訪建設事務所と、飯田市にあつては飯田建設事務所と、塩尻市にあつては松本建設事務所と連携して実施）。

6 実施結果の報告

実施計画については、様式 1により 9 月 30 日（火）17 時までに、実施結果については、様式 2～4により、10 月 29 日（水）までに電子メール（kenchiku-shido@pref.nagano.lg.jp）により県建築住宅課指導審査係あて報告する（岡谷市及び諏訪市にあつては諏訪建設事務所が、飯田市にあつては飯田建設事務所が、塩尻市にあつては松本建設事務所が取りまとめて報告）。